

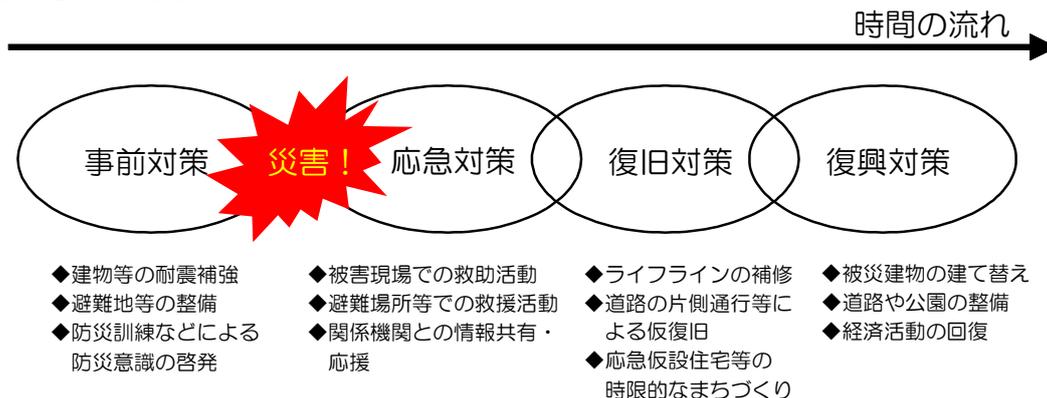
I 復興まちづくりとは

- ◆東海地震等による震災の発生に備えて、それぞれの地域では住民等と市が一丸となってさまざまな防災の取り組みが行われています。
- ◆静岡市では、この度「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」を策定し、震災後のまちの「復興」について、行政の役割等をまとめました。
- ◆本冊子は、まちの復興にあたって、住民の皆さんの取り組みについての提案を趣旨として構成しています。
- ◆ここでは、まず、災害対策全般から見た「復興」の意味合いと、自助・共助・公助の考え方を紹介し、「復興」の位置づけや重要性について示しています。

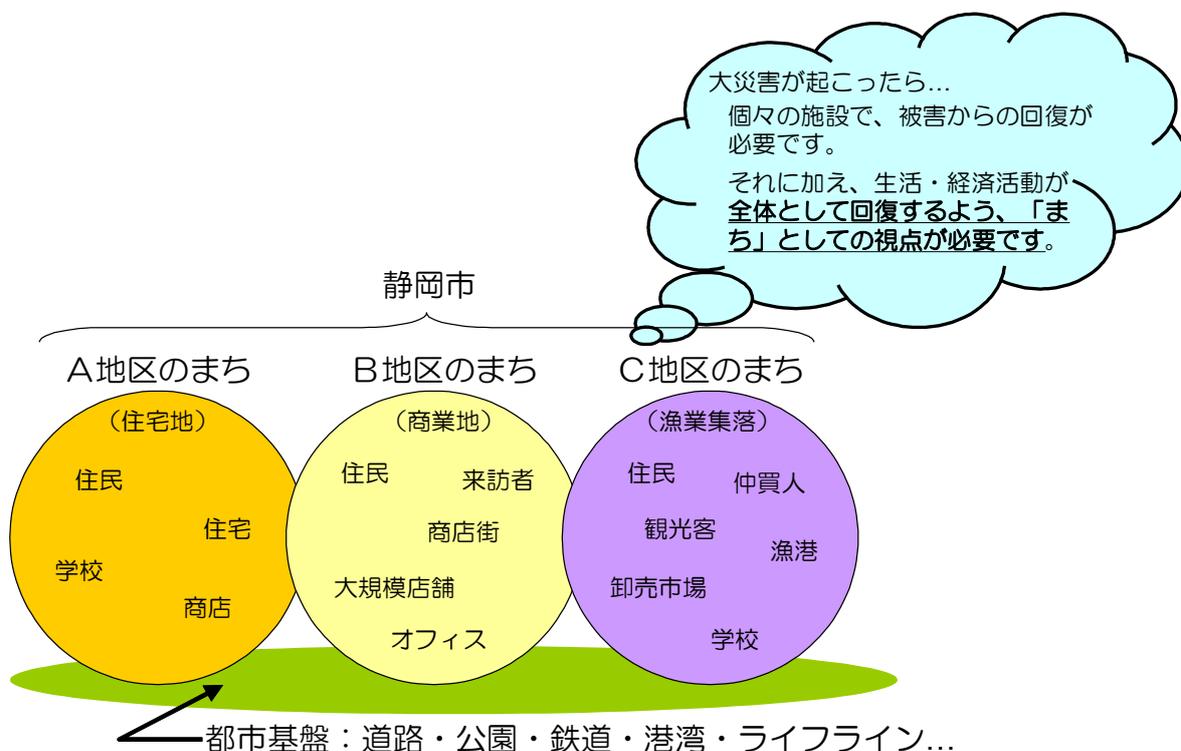
1 復興の考え方

(1) 「復興」とは

- 静岡市では、発生が懸念される東海地震に予知なく見舞われた場合、最大約 1,400 名が死亡するなど大規模な被害が想定されており、さまざまな防災対策を継続する必要があります。
- 一般に、防災対策には、
 - ・災害が起きる前に、建物や橋梁等の耐震補強や避難地の整備を行うなどの「事前対策」
 - ・災害が起きた後、迅速な救助・救援活動を行うなどの「応急対策」
 - ・生活に不可欠な施設・設備の被害を一刻も早く補修するなどの「復旧対策」
 - ・今後被災を繰り返さないために耐震性の高い建物や都市基盤の整備、仕組みづくりを行うなどの「復興対策」に分けられます。



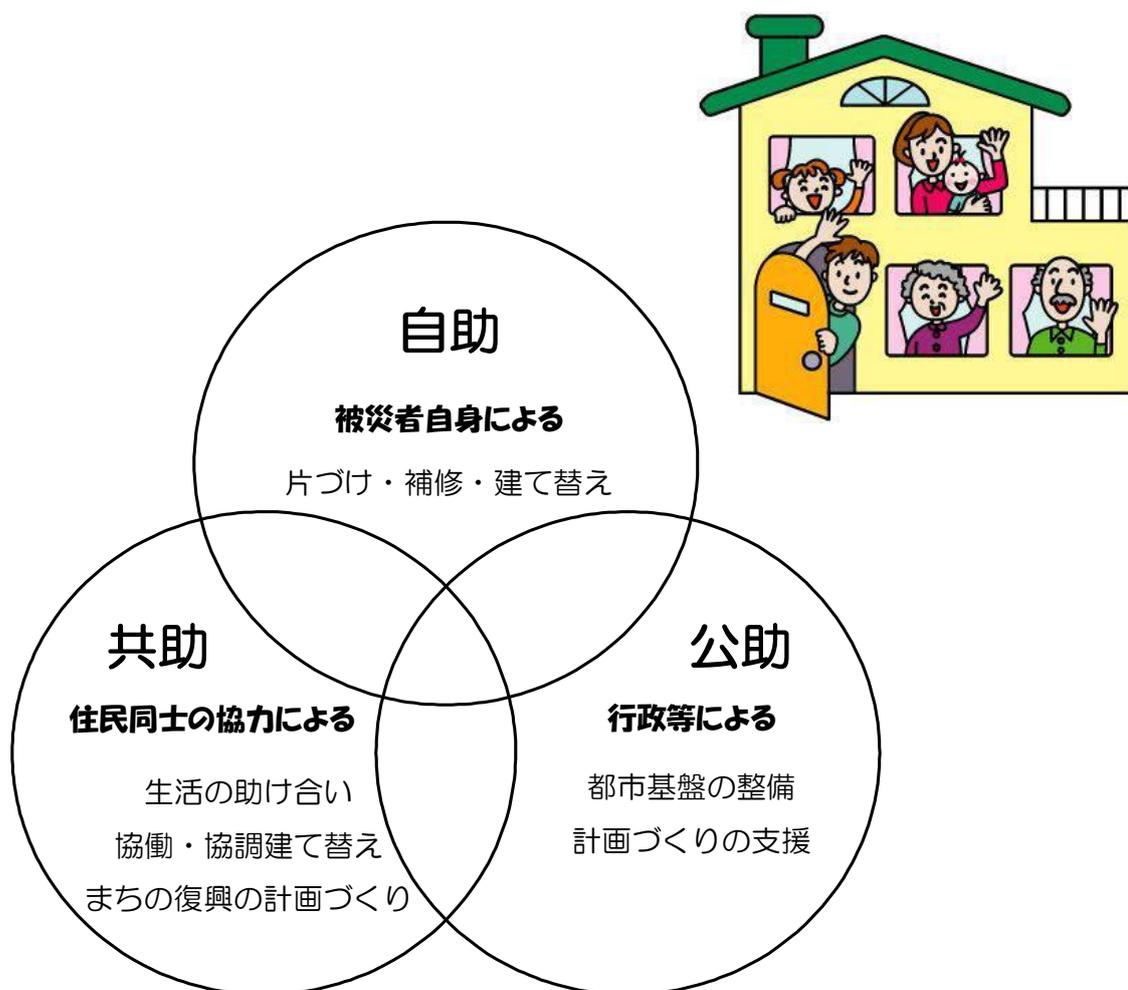
- 震災により広範な被害が発生した場合、道路、鉄道、港湾施設などの都市基盤の復旧を進めることが必要です。また、住宅地や商業地をはじめ、住民個々が暮らすそれぞれの「まち」においても、被災した建物の修理や建て替えとともに、道路や公園などの都市基盤の整備や、商店街、学校などを含めた「生活」（「まち」の機能）のいち早い回復を行い、被災を繰り返さない良好なまちづくりを進める必要があります。



- しかし、阪神・淡路大震災でも明らかのように、「まち」の復興は、行政単独による道路、公園の整備や、住民個々の責任に委ねた建物の修理や建て替えを行うだけでは、必ずしも十分ではありませんでした。例えば、
 - ・皆が暮らす今後の「まち」全体の姿をどう考えるのか
 - ・経済的な支障に加え、都市計画や建築制限など様々な支障から建物が再建できない人々がこれからも同じ「まち」で皆とともに過ごせるようにするには、地域で協力してどのような「まち」の再建を行うべきか
 などのように、住民を始め地域や行政が一体となって取り組む必要があります。
- 本冊子では、大災害後の「復興」について、「住民を始めとした地域と行政が一体となり、人々が暮らしてきた『まち』を今後は被災を繰り返さないよう回復する取り組み」ととらえて編集しました。

(2) 自助・共助・公助による取り組み

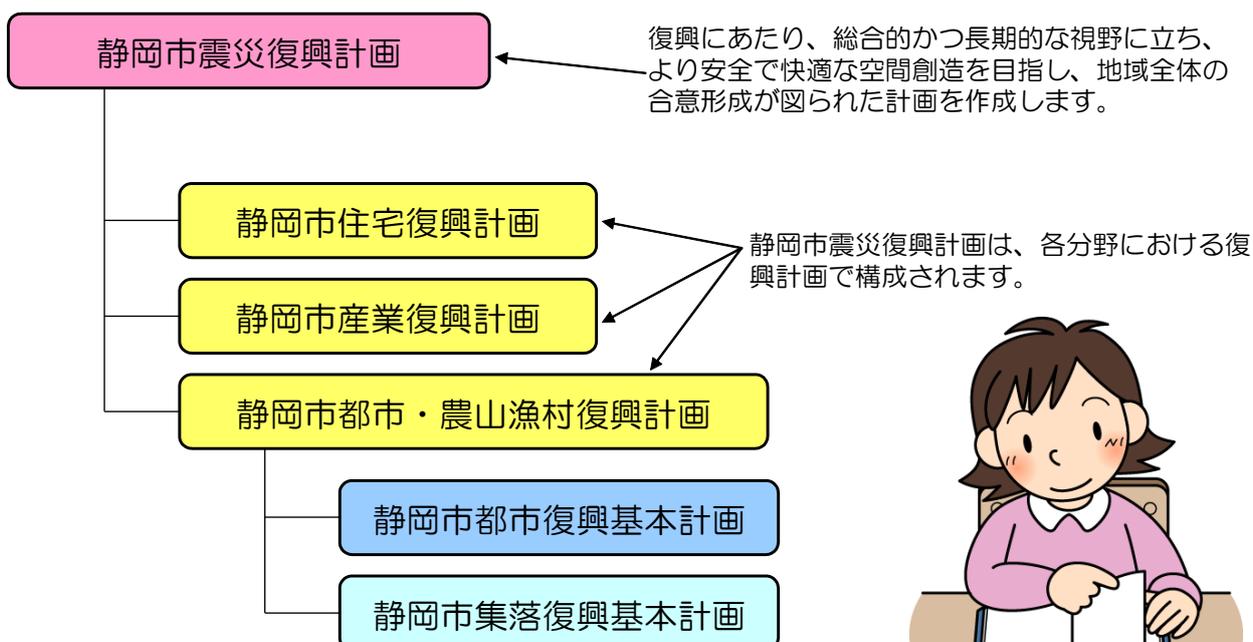
- 「人々が暮らしてきた『まち』を今後、被災を繰り返さないよう回復する」には、まず被災者自身の「自助」努力として行動を始めることが復興の基本です。
- しかし、マンションなど集合住宅の建て替えなど個人の力では解決が困難な様々な課題も存在します。こうした課題に対処しながら復興を進めるには、地域の結びつきを共に活かして復興に取り組む「共助」の考え方は大きな力を発揮します。
- 行政は都市基盤の復旧など個人の力ではできない「公助」を主に担いますが、合わせて「まち」における「自助」、「共助」を助け、支えるために、住民をはじめNPO、ボランティアなどと協働する必要があります。
- 従って、復興は「自助」・「共助」・「公助」の連携で進める必要があり、そのためには日常時から互いの連携を深めておく必要があるといえます。



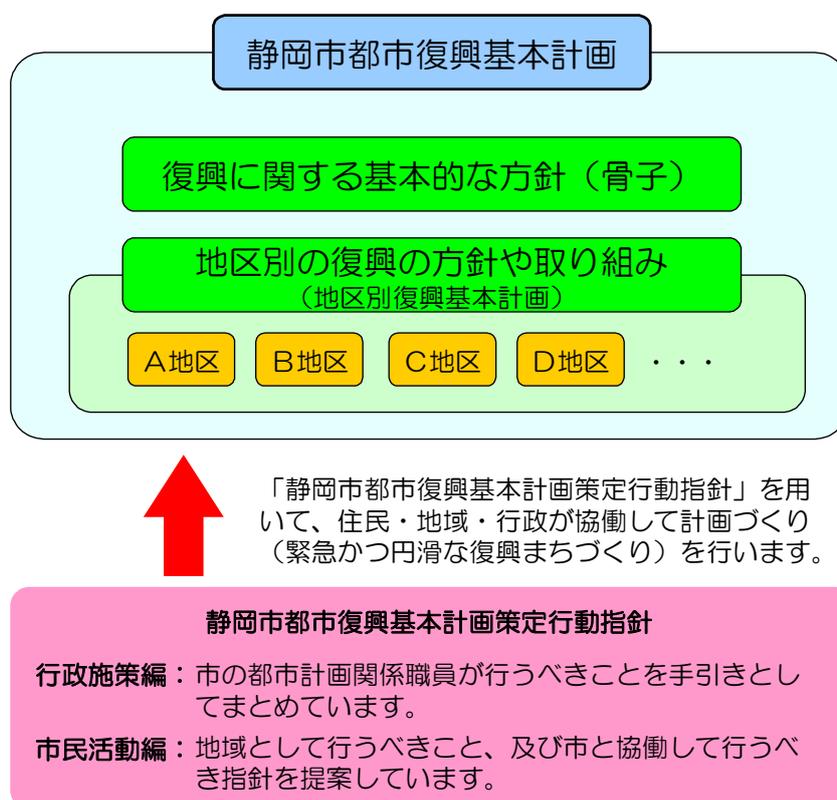
2 静岡市都市復興基本計画策定行動指針とは

(1) 静岡市都市復興基本計画策定行動指針とは

- 平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、多くの人命や財産が失われた一方、「まち」や生活・産業等の復興にあたってさまざまな苦難がありました。この経験を元に、震災後の一日も早い復興にあたり、どのような検討や取り組みがなされるとよいかについて、日常時から検討しておく必要性が確認されました。
- 静岡市では、この教訓を踏まえ、防災に関する取り組みをまとめた「静岡市地域防災計画」において、大規模地震発生後の生活再建や都市基盤の復旧、社会経済活動の平常化を図るために復旧・復興計画を実施する「静岡市震災復興本部」が「静岡市震災復興計画」を策定することとしています。
- 「静岡市震災復興計画」は、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興等からなる分野別復興計画から構成されます。震災により、静岡市で大きな被害が発生した際には、市では災害対策本部とともに震災復興本部を立ち上げ、都市計画関係職員はまちの復興に関する業務を行うとともに、市民とともに「静岡市震災復興計画」の一翼をなす「静岡市都市復興基本計画」を策定します。



- 「静岡市都市復興基本計画」は、静岡市全体での復興に関する基本的な方針（骨子）、及び、地区別の復興の方針や取り組み（地区別復興基本計画）により構成され、緊急かつ円滑な復興まちづくりの推進の土台となります。
- 「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」は、震災後に「静岡市都市復興基本計画」を策定し、緊急かつ円滑な復興まちづくりを進めるために、「地域として行うべきこと」、「行政として行うべきこと」、「協働して行うべきこと」の概略をまとめたものです。
- 「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」は、震災後の市の都市計画関係職員の復興実務の手引書となる「行政施策編」と、被災者自身をはじめ、町内会・自治会をはじめNPO やボランティアなどの地域の幅広いつながりが復興に参画するために必要な指針や取り組みの考え方を示した「市民活動編」で構成されます。



- なお、「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」の策定にあたっては、静岡市の防災分野、都市計画分野、建設分野など、災害に強い安全なまちづくりを担う様々な部局が参画して検討を重ねました。また、「まち」の復興にあたっての「自助」、「共助」のあり方を探るため、地域で防災活動に積極的に取り組む住民の方々に集まっていたいただき、震災後の復興まちづくりを体験する「復興まちづくりワークショップ」を行い、市民参加型のプロセスについて意見交換を行いました。

(2) 静岡市都市復興基本計画策定行動指針の対象

- 「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」が対象とする災害は、東海地震をはじめとした静岡市を中心とした県内に深刻な被害を及ぼす地震災害とします。
- 「静岡市都市復興基本計画策定行動指針 市民活動編」(以下、本冊子と呼びます)が扱う「復興」の範囲は、災害発生後の「応急対応期～復旧・復興への移行期」から「本格的な復興期」における、被災者自身をはじめ、町内会・自治会、NPO やボランティアなど、地域の幅広いつながりにとって必要な復興のための指針や取り組みの考え方とします。さらに、日常時における市民の防災対策やそれに関連する取り組み等も対象とします。



(3) 静岡市都市復興基本計画策定行動指針の構成

- 「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」は、「行政施策編」と「市民活動編」で構成されますが、本冊子は以下の内容で組立てています。

I 復興まちづくりとは

大地震後の「まちの復興」や、「自助」・「共助」・「公助」の考え方を紹介し、静岡市における「まちの復興」の進め方をまとめた「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」の位置づけと構成について述べています。



II 復興まちづくりの基本的な考え方

「まち」の復興にあたり、静岡市全体としての基本的な方針である「都市復興基本方針」と、市内の様々な地域ごとで復興まちづくりを進める際の基本的な枠組みについて紹介しています。



III 復興まちづくりにおける市民活動の方法

静岡市による一連の災害対策業務を簡潔に紹介するとともに、「まち」の復興を進めるにあたっての様々な方法について述べています。さらに、住民どうしが協力して自主的な復興まちづくりを行うにあたり、活動組織（復興まちづくり協議会）の役割や行動指針について提案、解説しています。



IV 復興についての日常時からの取り組み

本冊子を通じて市民が得た「復興まちづくり」の必要性を受けて、日常時における減災のための市民の行動指針（復興に関する事項を盛り込んだ防災訓練など）や、まちづくりへの関心を高める取り組み（日常時から地域の様々な担い手が加わったまちづくり協議会など）を提案しています。

